

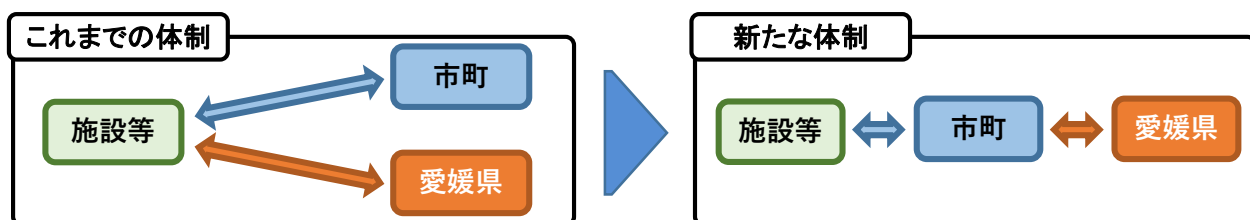
## ★県内の高齢者福祉施設等の皆様へ★

# 令和3年6月1日からの高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査費用補助金のご案内

市町と県で実施している、高齢者施設等の職員や新規入所者に対して施設等が自主的に行う検査の費用への一定額の支援について、**令和3年6月1日以降、各市町で順次、補助体制が変わります。**

## 補助体制の変更について

これまでは市町と県の双方への申請が必要でしたが、**令和3年6月1日以降は、各市町の体制が整い次第、市町への申請のみ**となります。



## 検査対象について

**高齢者福祉施設・事業所、障がい福祉施設・事業所、救護施設等の職員及び障がい福祉施設・事業所、救護施設等の入所系施設への新規入所者**が補助金の対象者です。  
当補助金をご活用いただき、積極的な検査実施にご協力をお願いします。

## 補助金の検査対象者等について

### <補助対象となる検査対象者>

- ・施設等に従事する全職員（理由は問いません）※3/25～当面7月末までの間
  - ・障がい福祉施設・事業所、救護施設等の入所系施設の新規入所者
- ※対象等が変更となる場合は、県のホームページ等により事前にお知らせします。

### <補助金額>

県ホームページに掲載している各市町の窓口までお問い合わせください。

## 補助体制の移行時期

**補助体制の移行時期については、市町の体制が整い次第**となるため、市町ごとに順次移行していくこととなり、準備が整い次第、市町又は管轄する地方局から当該市町に所在する施設等に対して、体制の移行が周知されます。

**新たな体制に移行するまでの間は、これまでどおり県及び市町の双方から施設等に対する補助を実施します。**